

カント主権論とその批判

岩 崎 卯 一

第一節 カント主権論の時代的背景

第一款 人民主権論から法主権論へ

人民主権論は、啓蒙時代の風潮であつた自然法的な政治論で理論上の妥当性を証明され、また十八世紀末における政治史の二大事象であつたアメリカの独立とフランスの革命とで、実践的な強力を裏書きされ、そのまま十九世紀の国家論にも持ち越されるように思われた。ところが意外にも、フランス革命のち三十年間にわたつてヨーロッパ諸国に広く現われた反共和主義や反民主主義などの思想と実践とによつて阻まれ、人民主権論は一蹶をみた。かようにして、十八世紀のイギリスとフランスとで急速に進展していた原子的な契約国家論とこれに支えられた人民主権論とは、十九世初頭のドイツとオーストリアとでその伝統の強靱さを示しだした有機体的な権力国家論とこれを背後に擁した君主主権再認論とによつて強く反撥された。

ところが、これほどに對蹠的であつた二主権論が交替しようとした中間に立つて、その理念や理論では人民主権論の根柢をなす英仏流の民約国家論を肯定し、現実や政策ではプロシヤ王国に範を求め得る立憲君主制度を承認したのは、十八世紀末のドイツ哲学者カント Immanuel Kant, 1724—1804 であつた。この点に関するカント主権論の地位は、一世紀前に現われたイギリスの哲学者ロッキン John Locke, 1632—1704 の主権論がもつた地位に類似してい

る。すなわち、ロックは、一六九〇年に『政府論二篇』Two Treatises of Governmentを著して、ホッブスの国家論で一つの前提になつてゐる契約国家説を承認しながらも、イギリス王朝の存立を脅かすことのない立憲君主政体の政治的な適合性をも容認した。ところで、カントもまた、ロックの名著に遅れること一世紀、すなわち一七九七年に、『道徳の形而上学』Metaphysik der Sittenを著し、その第一部『法律学の形而上学的な基礎』Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehreで、ルソーの国家論を基礎づけている社会契約説を肯定しながらも、プロシヤ王朝の施政方針であつた立憲君主体の正当性を認めた。しかし、道徳哲学上の主課題として取扱われているカントの国家論がとりあげた社会契約説は、政治評論上の一問題として論議されたルソーの国家論が主張した社会契約説と、必ずしも同一ではないようである。ルソーが国家主権の主体で同時に客体だと説いたのは、人民の一般意志であつたので、ルソー主権論は疑いもなく人民主権論である。これに反してカントが国家主権の主体だとして述べたのは、人類一般にたいする外的行為の格率である法であるから、カントの主権論はまさしく法主権論とも呼ばるべきものである。カントはルソーと同じように自由の權威を高く認めたが、その自由は人民の恣意的な自由ではなく、峻厳な道徳律としての法に体化された自由であつた。それは、主体的な人民の一般意志そのものでもなく、かような一般意志の妥当性根源として客観的に存在している普遍的な道徳律つまり法であつた。フランス革命に具現された十八世紀の啓蒙思想を長短共に考察し得る便宜に恵まれていたカントは、政治的な人民主権論を道徳的な法主権論にまで高めたのである。

第二款 人民主権反省論の諸動因

原則として人民主権論を肯定しながらも、なお法規範の至上性を説く法主権論者にカントを馳りたてた直接の要因は、次の五つである。

その一は、十八世紀の後半に現われた啓蒙思潮を培養したヨーロッパの政治情勢であつた。フランスの国王で見ら

れたような専制的の君主政治であらうと、プロシヤ国王で徴し得られるような開明的の君主政治であらうと、近世の民族国家に主権者として臨んだ国王を中心とした政治は、国王の藩屏と化した貴族達と僧侶達との政治参与とともに被治者として立たされていた庶民階級一般の解放機運を指導した市民階級の民主政治的な要求によつて、強く反噬された。かような新興政治勢力は、旧政治勢力の武力にたいしては言論で対抗した。特に、君主主権説にたいする人民主権説の構想には、在野の諸学者とか不遇な諸学者などの智囊を総動員したのである。プロシヤ王国での一大学教授であつた晩年のカントもまた、全ヨーロッパに擡頭し彌満してきたこのような政治情勢のなかに圍繞されていた關係上、旧い民族国家から新しい市民社会への変動過程や、君主専制から庶民参政への政治推移などに、無関心であり得なかつたばかりでなく、その手にした骰子を来らんとするものの上に投げたのである。カントが人民主権を一応支持して、市民社会の自由を理念化したのは、かような現実的の政治情勢に制約されたのである。

その二は、十八世紀の後半に主流思想となつた自然法の思想であつた。理性的な人間に賦有する自律能力を絶対的に信頼する自然法の理念は、フランスの学者一般が当時説いたような政治的の實踐意図からは甚しく距つてはいえ、なおカントの法律論や国家論に力づく呼吸している。自然法の理念は、十七世紀の末から十八世紀の前半にわたつて、法王主権や君主主権のような權威とか権力などに対する一種の抗議手段として構想され、専ら人間一般の自由性と平等性とを証明する一つの方法として強調された。ところが、十八世紀の後半になつてからは、人間理性の權威、とりわけ理性的な人間の自律を至上とする見地に立ち、自律的な人間相互の内面的な道德生活と外面的な法律生活との格律に、自然法理念の中核を認めようとする傾向が現われた。ところでカントは、このような後期の自然法論者達の一先達として出てきたのである。だから、カントもまた自然法論者の一人として、個人主義と自由主義と理性主義との特質をもつた契約利益体に、理想の状態を見出していたのである。

その三は、ルソーの名著がカントの思索生活に直接与へた深刻な印象であつた。一七六二年にルソーの五十歳のと

き出したその著述『社会契約論』*Du contrat social*と『ヒール』*Emile ou sur l'éducation*とが読者の手に渡りはじめた時、最も熱心にこれらを味読したばかりでなくまた最も強い示唆をこれらから受けたドイツの哲学者こそ三十八歳のカントであつたということは、カント伝の研究者達がびとしく承認しているところである。カントがその主力を傾尽した認識論を構成する傍ら、法律と国家との諸課題上に関心を向けはじめたのは、ルソーの没後であり、カント自身としても晩年に属するが、ルソーの主張した社会契約論からの影響は、カントが晩年に説いた国家論の随所にその痕跡を残している。だから、奇矯と矛盾とで彩られたルソーの奇才的な政治論の核は、重厚でしかも論理整然たるカントの体系的な国家論で再生産されたわけである。かように見えてくると、ルソーとカントとは、国籍や境遇や教養などを異にしているにもかかわらず、人民主権を原則として肯定する両者の国家論においては、相互に深く相通じたものがある。

その四は、祖国として仰ぐプロシア王国の開明的な君主政体をカントが是認していたことである。カントが生存していた時代のプロシアは、明君の名のあつたフリードリッヒ大帝治下で勃興の機運に恵まれ、最もよい意味での開明的な専制君主政体を通じて、国家の興隆が実現されていた時期にあつた。「朕は国家である」と称して専制政治を行つたフランス王ルイ十四世の国運が、すでに頹勢への歩調を急いでいたのに反して、「朕は国家第一の公僕である」とみずから呼んで独裁政治を取っていたプロシア王フリードリッヒ二世の国運は、昇天の意気を示していた。したがつて、プロシア国王は、外に対しては国威を輝やかし、内にあつては封建諸侯の権力を抑制しながら、国民一般のために「上からの善政」を行い、国民の尊敬と信頼とを獲得していた。実際に、フリードリッヒ大帝の約半世紀にわたつた治政下では、政治革命を誘発するような人々の理論も実践も、ともに出現する余地が全くなかつたのである。かかる福祉国家的な治政下では、どんな学者であつても、君主主権の篡奪に導くような兇暴革命理論を唱道し得なかつたであらう。カントが、理論の領域でこそルソー流の人民主権論を肯定したにもかかわらず、政治実践の問題とし

てはむしろ英国流の立憲君主政体を是認したのは、当時のプロシヤ王国における現実政治の実績に関する認識によつたものである。

その五は、カントが現実の政治には極めて縁の遠い一大学教授として、その全生涯を送つたことである。本来は純粹哲学の一教授であつたカントにとつての法律論や國家論や主權論などは哲學的な課題の一つである実践理性批判に關する論議の適用にすぎないような観がある。すなわち、道徳の根源としての実践的な諸理念のうち、理性的な人間一般に固有な自由の理念を、人間の法的な生活である國家について確証しようとする學問関心に導かれたものが、カントの法主權的な國家論のようである。だから、理性の權威に遵つた道徳的な自律を根底としたカントの自然法的な國家論や主權論は、フランス革命前の險惡な政治的の低氣圧を予告するかのようにして書かれたフランス啓蒙學者達の特殊具體的な、したがつて極めて実践的な諸論議とは異り、ケーニッヒスベルグという靜寂な一大学町から終生外に出なかつたような一人の純粹哲學者の冥想と思索から生れた理論であつた。それは、プロシヤ王国の政治實踐を批判したものではなく、文字通り國家の主權をも一内容とした人間世界一般の道徳とか倫理などの形而上學的な考察以上に出なかつたものであつた。

第二節 カント主權論の主要内容

第一款 主權の嚮導理論としての道徳論

カントの人民主權論は、法規範の根源をなしている。道徳論に嚮導されている。カントは、道徳的な義務の本質を、「人人はみづからの格率が普遍的な法則であらねばならぬことを意欲し得るように行爲せねばならない」という命題に見出した。だが彼は、このような義務を更に二分して、その一を狹義の道徳的な義務とし、他を法的な義務と規定した。前者は、内面的なものであつて、各人の良心に課せられた義務である。後者は、外面的なものであつて、各

人の行為を律するものである。そこで、人人は、みずからの外部に表現された行為については、現実の立法的な統制に服従する義務を負うている。だが、人人の外的な行為を規定する各個の法律命令を、法的に妥当ならしむるところの根本的な法規範が、存在せねばならない。このものは、各個の法令に形式と規準とを与える本質的なものであつて人間一般が普遍的にもつている理性そのものから發出する自然法である。それは、經驗的な実定諸法規に對する脳髓のような性格を帯びているものである。そこで、法は先づ、各個人相互の關係に現われ、特に各個人相互の外面的な行為に對する規範として現われる。次にそれは、各個人の恣意的な欲求關係ではない自由とか自律とかの相互關係として現われる。更にそれは、このような自由が人間一般に固有な自由そのものと一致するときに、「正しい法」としての性格を認められる。各個人の外的な行為が、法規範によつて律せられることは、理性的な人間に固有な自由の實踐的な理念、つまり自律の理念に聽従するわけであるから、おのれの行為を自由人としてのみずからの理性によつて統制するものだといわれねばならない。この種の説明で、カントは、ルソーやその他多數の啓蒙學者達が素樸的に肯定した人間的な自由と平等の理念を、自由の格率としての道德律と法律、とりわけ人人相互間の行為格率である法規範の形而上学的な説明で、一層嚴密に規定し、これを法主權的な人民主權論樹立への足場にしたものだとも、理解し得られるであらう。

第二款 國家本質としての社會契約論

カントは、各個人が賦有する自由と平等とに基いた社會契約に國家の起源と本質とを認めている。この点では、カントの國家論も、まさしくルソーの國家論にそのまま追隨しているものである。すなわち、各個人は、自由と平等とを享有しているが、自他の所有の安全が実定法で保障されない場合、また実定法に拠る公權力で保護されない場合、つまり自然状態のまま放置される場合には、いろいろな暴力の脅威から脱し去ることができない。だから各個人は、このような自然生活から脱出して、おのおのがひとしくおのれの外的な行為を規制して相互の自由を確保するような

公的の生活に入ることとを求むる。そして、自然生活の状態から公民生活の状態へ各人を移らせるものは、各個人相互が自発的に取結ぶ社会契約すなわち国家契約である。このような契約によつて、すべての人人は、各自の外的な行為についての自由を一旦抛棄し、外的な行為の規範である実定法に遵守ようになるが、同時に各自は国家という共同体の成員となつて新しい自由を獲得し得ることになる。もちろんそこでは、自然状態としての行為の自由を喪失し、市民的な共同体としての国家生活を規定した実定法に対する服従を要求される。しかし、このような状態の変化は、各個人がその自由意志でつくりあげた社会契約の所産であるから、理性的な人間に固有な自律の格率は、依然として維持されている。そこで、国家生活に入つてからの実定法遵守の要請もまた、実定法を制定した者が各個人以外のなにびとでもないのであるから、自律的な理性人としての人間性になら矛盾するものではない。各個人は依然として、みづからが制定した実定法を遵守しているに過ぎないのである。「国家の法に服従することは、おのれがおのれに服従することである」というような論理の運び方では、カントもルソーも共にほとんど同工異曲であり、両者の人民主権論の根拠もまた、ここに述べたような論理に潜んでいる。

第三款 主権の主体としての個人的人民論

カントは、いま述べたような社会契約論を根拠として、主権の人民性を主張した。彼によると、国家は「各個人が賦有している自律意志に基いた契約によつて成立した法的団体であり、また権力団体でもある。したがつて、自由意志の所有者であり、社会契約の締結者であり、国家的な法規範の立法者でもある人民が、法規範によつて附与された公権力の主体でもあることは、まさしく当然である。国家は権力を行使して、国家内の人民に服従を強要するが、かような権力の附与者は法であり、法の制定者は人民であるから、人民はつまり自己の権力意志にみづから服従しているのに過ぎない。カントは、ルソーと同じように主権国家の一元性または統一性を認めている。が、ルソーと異つてモンテスキューの三権分立論にも意義があると考えて、独自の仕方でこれを探りいれている。すなわち、各国家はみ

ずからのうちに三種の権力を持ち、これらのおのおのを異つた三つの人格を通じて行使している。その一は、立法者をして行使させる立法権であつて、それは他の二権力を支配する主権に相当するものである。その二は、主法権によつて制定された法規範に準拠して政務を行う行政家の執行権である。その三は、法規範に基いて各個人の権利を保護する裁判官が行使するところの司法権である。しかし、これらの三権のうちで、主権たるの性格を具備しているのは人民の自律意志を直接に表現する立法権だけである。だから、国家を成立させる人民の契約意念は、立法権の発動を通じて、主権性を獲得するのである。かくて、各個人の自由の格率である道徳律は、各個人相互における外的行為の準則である法律と成り、各個人の法的意志は、国家を成立させる契約を通じて、国家の立法意志と成り、執行権と司法権とを支配する主権性を獲得する。以上のように観察してみると、カントが説いた人民主権論は、徹頭徹尾、個人主義的な立場を堅持している点で、一般意志 *volonté générale* を想定したルソーの人民主権論を遙かに超えるものがある。

第四款 人民主権の根源としての法権威論

カントは、最も熱心に人民主権の法的な性格を強調しているので、後に現われた法主権論者達の先駆であるともいえる実を示している。カントは、国家を定義するにあつても、単に「人間多数の結合」というだけに満足しないで、特に「法の下における」という文字を挿入し、国家が人人の法的な結合であることを、明確にしている。だから、彼によれば、国家をそのものにする主権は、法によつて表現される。立法権こそが国家の主権である。国家の意志は、立法権を通じてのみみずからを表現する。しかしながら、立法権は法自体の顕現でもなく、超越的な国家意志の発露でもなく、究極的には人民の結合意志に淵源したものである。国家主権としての性格を要請する立法権は、もとより無条件的な権力をもつているものではあるが、立法権の最終帰属者である人民の自主権だけは、これを奪うことができない。もしもこのようなことが許されるとすれば、立法権が真の立法者たる人民の契約意志を無視することになる。

とはいえ、このことの故に、一つの普遍的な立法意志の下で結合された人民各個が、国家の法主権の妥当性を恣意的に判断することは許されない。一度成立した国家の法律に服従しない者は、犯罪者として処罰される。ここにおいてカントの所説は、人民主権説から法主権説へ飛躍し、むしろ一種の法神聖説にまで逆転したものである。すなわち立法権の現実的な起源は、人民の自律権のうちで認めねばならないとしても、立法権に現われた国家主権そのものの理念は、非議されることを許さない最高の立法者から出たるものだ、観念されている。そこで、主権的な法は、人民に対して服従の義務を強制するが、人民の自主権によつて左右されるものではない。

第五款 政団体の分権的独立論

カントは人民主権すなわち法主権の立場を支持しているにもかかわらず、執行権を掌握している君主や政府などという個人とか団体とかの独立性を認めている。これはカントが、立法権に主権的な性格を附与しながらも、なお立法と執行と司法との三権に独立の地位を認めているのによるのである。執行権はいうまでもなく主権的な立法権から生れてくるが、一旦生じたところの執行権は、自己の権力を無条件に行使することができるのである。この点からして、国家の執行権が君主政治などの統治様式をもつて無条件に行使されることは、すこしも差支えないわけである。ここに、カントの国家学を研究した多くの学者達がひとしく認めているように、カントにおける理念的なものと現実的なものとの妥協、論理的なものとの歴史的なものとの協調が、窺知されるのである。カントがこのような所説を試みたのは、当時のプロシヤにおける開明的な君主政治からの影響と、人民主権主義や国民議会主義などを応用したフランス革命の失敗に対する嫌悪とに因つたところが多い。カントのような学者でも、英明なフリードリッヒ大王の治政下に躍進をつづけていた当時のプロシヤ王国に住み、且つ、温厚なルイ十六世を絞首台に送つたフランス革命時の恐怖政治を国境の彼方に眺めては、人民とか議会などの名で、国王糾弾に導くような革命権を容認することはできなかつたのである。しかもカントの国家論は、ルソーの主著に接して感激したような壮年時の熱情が冷却して、平淡な心境で

事物を静観し得るような老齢になつてから、ようやく構成されている。だから、カントの主権論に見出される理論と現実との混淆を責めるよりも、保守主義の雰囲気の濃いプロシアにありながらも、人民主権の新しい理念を捨てなかつた彼の勇気を讃えることこそ、真にカントを識る所以であらう。

第三節 カント主権論の批判

第一款 カント主権論の理論的批判

カントの国家論と主権論における基調は、一応現在の理論社会学でいわれている契約利益体的な思想であるように思われる。由来、ドイツの理論社会学者達は、トヘンニース Tönnies をはじめとしてシクタウディング Staudinger やフイーアカント Vierkandt のような諸学者にいたるまで、社会関係や社会团体などを、愛情による共同体 *Gemeinschaft* と利害による利益体 *Gesellschaft* とに大別したのち、これらをさらに一定の区分原理に則つて適宜に細かく分ける傾向がある。一般的には、共同体を血縁的なものと、地縁的なものと、目的縁的なものとの三型に分すると共に、利益体をも契約的なものと、権力的なもの、鬭争的なものとの三型に細分する風が広く行われ、且つ、比較的に妥当なものとして承認されているようである。このような分類はただに「存在」としての社会についてだけ試みられるに止まらず、時には「在るべき」姿の社会、つまり「理念」としての社会についても行われている。しかも、ほとんどすべての社会学者は、国家をも社会関係の形象化されたものの一型だと観念するか、または、国家と呼ばれている一つの政治団体をも社会諸団体の一つだと理解しているので、社会関係とか社会团体などについて試みられた前述のような分類は、存在的であると理念的であるとを問わず、国家の性格に關してもそのまま適用することができであろう。したがつて、国家をも共同的なもの、利益体的なものに大別し、なおこれらを前述したような仕方でも再分することは、未だ国家学者の側では慣用される域にまで達してはいないといへ、許されるところであ

ろう。現に社会学者側の国家研究中には、この種の分類が試みられている跡を、しばしば見出し得る。

いま以上のような分類に準拠して、カントの国家論と主権論とを検討すると、彼の理論は、諸個人の理性的な判断によつて決せられた自律行為に基いた相互契約の所産としての国家を観念しているので、そこでの国家は、「契約利益体」としての性格を帯びている。なんとなれば、契約利益体は、理性に基いた判断と行為との点で相互に自由でありその上に平等な諸個人がもつ契約意志の合致によつて成立した相互関係または団体だからである。この限りでは、カントが観念したような契約国家の利益体的な性格は、ホッブスやロックやルソーのような学者達が夙に唱道した契約国家の利益体的な性格と、すこしも異つたところがない。そこでカントは、国家思想の点では依然として啓蒙主義を追隨した一学徒であるから、ドイツに固有な精神だとされている共同体精神に背いた者のようにも思われる。更にカントは、個人と個人との相互関係を、契約利益体の原理で律しようと努めただけでなく、国家と国家との間における相互関係のようなものまでも、同一の原理で規定しようと試み、しかもこのような関係の確立を目して、個人間と国際間との永久平和の保障だと樂觀した。この点からみると、カントは、一社会学者フイアカントが評したように、契約利益体を理念視した代表的な学者である。実際に、契約国家論は、カントの国家論で完璧の域にまで達したようにも思われるほどである。

しかし、カントによつて想定されているような国家契約の当事者としての各個人は、カントに先行した英仏の国家学者達が思念した国家契約の締結者としての各個人のように、利害の打算だけに導かれて、或いは対敵衝動を抑制したり、或いは天賦人權を移譲したりするような功利的の人間ではなく、みずからの自由権を尊重するのと全く同じ程度で、他者の自由権をもあくまで尊重する道徳的な要請に従うところの理念的な人間である。だから、先行学者達の国家論に現われている国民や人民は、各自の主体的な欲望を充足する上に最も安全であり、しかも効率の最も高い手段として、国家といわれる一つの自治団体を結成した人間多数にほかならない。このような人間の多数が、その合理

的な意志の発動によつて、国家統治の約款に相当するものをつくつたものが、憲法などの名称で呼ばれている。これは、これを作成した当事者の個別意志でも拘束するが、こんな場合にもなお主位に立つのは、欲望充足の衝動と利害打算の意識とを依然として喪失していない人間多数である。一言につくすと、それは現実的に観察された契約利益体のな人間である。ところが、カントの国家論での人民は当初から峻厳な道德律と客観的の妥当性をもつた法自体によつて制約されたところの人間多数である。そこで、この種の道德律に背いた各人は、人間の名称に値いしない一生物であり法を遵守し得ない人間もまた、人民の名称に値いしない者である。ただカントでの道德律と法とは、啓蒙思想家一般が思惟したような自由人の契約関係の規制であつて、いわば契約利益体的なものである。だから、それらは人間と人間または団体と成員との不平等な関係をも規制した権利益体的なものや、或いは平等であると不平等であるとを問はず、既存の関係を一方的に変更しようとするような鬭争利益体的なものをも、含んではいない。そこにひたすら思念されている法は、ローマ法系において顯著な契約法であつて、権力法や鬭争法ではない。カントの国家論での人民は、形而上学的な意味における法的人格者であり、しかも現在の法律学が私法的な行為能力者として想定しているような抽象的な法律行為人である。とはいえ、それは、自他の自由をひとしく尊重する意味での道德的な法人格であらねばならない。そこで、カントが観念したような法的の個人は、同時に、法的な人間一般であらねばならない。

かように吟味してくると、カントが概念した国家は、利害結合としての利益体的な団体の性格をもつているよりも自由という至高の道德律を十全に發揮するために必然的に生成した「一つの法共同体 *eine Rechtsgemeinschaft*」の性格を具有しているとも、理解することができる。元來、いまの理論社会学でも、契約利益体と目的共同体との概念限界は、明確なものとされていない。株式会社のようなものが契約利益体であつて目的共同体でないことは極めて明確であるが、国家がこれらのどれに属しているかについては、学者間に意見が分れているところである。現在、英米

の国家学者達は概ね国家の契約利益体性を主張しているのに反して、独塊の学者達は多く国家の目的共同体性を主張しているようである。多元的国家論者をはじめ、現在の英米国家学者達は、十七・八世紀における英仏国家学者達が主唱した契約国家論の系統を承けているので、その概念している国家は、明かに契約利益体的なものである。この点に関しては、疑問の余地がほとんどない。ところが、独塊での法国家論の鼻祖だと目せられているカントが概念した国家の性格は、これに高い道義性を要請している点から顧みても、単なる契約利益体であるよりも、認識次元を異にした目的共同体の一種、すなわち「法共同体」として理解されるのを至当とするであらう。

つぎに、カントの国家論や主権論の特色として注意されるのは、その静態的な性格である。カントその人の生涯はプロシアの一地方大学だったケーニッヒスベルク大学での司書や教授として送られた。彼は一度だけ論禍を蒙つたことがあつたが、格別の波瀾を生ずるまでは発展しなかつた。だから、彼は大体において平穩無事な学生生活を送迎し得たのである。加ゆるに、彼の祖国であるプロシアは、英王賢帝が相次ぎ新興の機運を孕んではいたが、長きにわたる平靜時を継続していたために、フランス革命に対しても比較的に冷靜な傍觀者の地位に置かれていたのである。ルツの名著『エミール』などから甚大な印象を与えられたと言われてはいるが、このことはカント三十八歳の壮年時にあつた事柄である。ところで、カントの国家論に関する名著『道德の形而上学』が完成された形で發表されたのは、カント七十三歳の老齡時であつた。だから、ルツ的な情熱がカントの国家論に見出されないのは年齢の点から考えても当然である。しかも、遠く隔つた東プロシアに静居していた頽齡のカントの耳目に触れたフランス革命の経過はカントをして「革命的な人民」よりも「道德的な人間」を要望させたほどに、羊頭狗肉的な陋態を曝露していた。帝伝や政治家や評論家のどれでもなく、ただ一介の大学教授に過ぎなかつたカントが、静態における国家からその本質を抜きだそうとしたのは、むしろ当然だとすべきであらう。実際にカントの国家論は、国家の内外での永久平和がどうして確保され得るかという実践理性的な要請に促がされて、構成された観がある。とりわけ、前に掲げたカントの

国家論上の主著に先行すること二年、すなわち一七九五年に刊行されたカントの小冊子『永久平和論』Zum ewigen Frieden の題名と内容とは、老実践哲学者としての彼が、各個人相互間と、その拡大とも見られる各国家相互間との平和状態の実現に、深い願望と高い期待とをかけていたことを、明示して余りがある。

このことは、カント国家論の基調を成している法的共同体説、とくに自律的人格共同体説に徴しても、窺い知ることができる。彼によつて理念視された国家状態は、人格的に平等でありしかも充分に自律の道徳性を具有している多数人の契約に基いた自発的な結合であつた。それは理論社会学でいわれている「承認関係」Anerkennungsverhältnis に該当した結合状態である。近代に現われた法治国家も、単にその理論面についてだけこれを眺めると、このような結合状態に至上の価値を認むる国家体制である。だから、カント国家論が忌避しようと努めているのは平等と自由との原理上に立つている承認的な国家状態が、改革とか革命などのような変動、つまり社会学でいわれる「闘争関係」Kampfverhältnis を経て、不平等で強制的な権力的な支配の国家状態、すなわち社会学でいわれる「権力関係」Machtverhältnis に移行することである。闘争を通じての変革が、自由と平等との具現である契約国家を招かずして、かえつて圧制と不平等とを本質とする権力国家へ導かれる惧れのあることは、カントの国家論が執筆されていた当時に、彼の眼前に展開されていたフランス革命の歴史が、この上ない実物教訓として、カントに示してくれたところである。このようにして、カントが欲していたのは、兇暴な闘争でもなく、理性的な自由の權威を枉げようとする権力でもなく自他の人格的な信頼の上に安住しようとする契約であり、法治国家であり、また永久平和の世界であつた。

第二款 カント主権論の現実的批判

カントの人民主権論は、理論的にこそ契約国家論を徹底した観があるが、現実的に検討してみると、プロシアの立憲政体を巧妙に擁護した論であつた。カントの国家論に関する前掲主著は、一七九七年に完成形態で出版されてはいるが、カントだけでなくプロシアの全国民がこよなく仰慕していたプロシア中興の名君フリードリッヒ大王の四十六

年にわたつた聖代の閉ぢられたのは、一七八六年であつた。そののちの十ヶ年間に、カントは新しい国王下の政府当局による思想統制に禍いされて、彼の宗教上の著書が發禁をうけるというような厄に逢うたが、一官立大学の教授としては、他国では容易にその比を見がたいほどの自由と率直さで、ルソウの民約論を彷彿させるような国家論、しかも人民主権論を發表することができたのである。

翻つて考えると、プロシアの王朝とりわけホーヘンツォルレ王朝は、フリードリッヒ一世 Friedrich I. 以来歴代英邁で有徳だとの評の高かつた国王を輩出し、国威を外に輝かし、民心を内につないで来た。が、この王朝は、その祖を選挙候にもつた淵由上、その政治実践では多少の専制や独裁の傾向を示したにもかかわらず、その統治精神では常に民主的なものを藏していた。かのフリードリッヒ大王 Friedrich der Grosse が、みずからを国家の公僕だと公言したと喧伝されている事例のようなものも、国王が故意に謙讓の美德を發揮したのだとか、または、国王が意圖的に民意に媚びたのだとかいうように、解釈されてはならない。プロシア王国の存続を真に保障した根源は、ホーヘンツォルレ家というようない王室の永続ではなく、このような王家の連続のうちに統一国家の象徴を認めようと欲したゲルマン人の民族的な團結であつた。だから、この国での「人民」というのは、自由都市での「市民」のようなものではなく、王朝の存否や交迭のいかんなどにかかわりなく、それ自身が一定の民族的な封鎖圏として存続している人人の政治的な集團であつた。そこでは、人民が主であつて君主は従であつた。この点で、プロシア王国の君主はみずから王権神授説を唱えただけでなくさらにこの考を臣民の上にも押付けようとしたイギリスのステュアート王朝の祖ジェームズ一世 James I. や、自己と国家とを同一視したようなフランスのブルボン王朝の最大の君主といわれたルイ十四世 Louis XIV. などと、同一に論ずることはできない。それだけでなく、カントがその生涯の大部分を捧げて悔いなかつた当時の国王は、決して固陋にして頑冥な国粹主義者ではなかつた。彼は、その父君であつたフリードリッヒ一世 Friedrich I. をして一時はその文弱と将来とを深く憂慮させたほどの外来文化摂取主義者であり、

その王室内部の生治でもフランス風に彩られていたと、歴史家達によつて伝えられている。それ故に、カントの国家論でみいだされる人民主権論が、開明的な専制主義だといわれた当時のプロシヤ王政下で、かなり大胆に提唱されたということも、プロシヤ王朝とドイツ国民との親密な関係を顧る場合には、敢て驚くにも足らないところである。カントがその晩年に筆禍を蒙つたのも、実は宗教的な信仰上の言説であつて、決して国家や政治に関した理論ではなかつたのである。

ところで、カントは、一面では、大胆率直な人民主権説を提唱したが、他面では、アルトシッスの主権論で見られるような暴君放伐説や、ルソー主権論で窺われるような人民革命権説など、つまり過激な理論に陥ることを努めて避けた。そして、君主の手に「行政の大権」を認め、なおこのものに独立性さえも許した。ここでいうところの行政大権は、もとより立法権や司法権に対立するものではあるが、その範囲は極めて広いものであつて、政府と軍隊とを両翼とした国家運営の中核であつた。元来、近世の初期このかたヨーロッパの各地方でつづいて擡頭した多くの民族国家には、厳密な意味での民族が自発的に産出したような国家形成のあととは、ほとんど存在していない。すべては、諸侯中での覇者がおのれに直屬した政府と直隸した軍隊とを率い、すでに征服した一定の地域と一定の人民との上に国王の名で君臨して、作りあげられたものである。だから、国家の元首だとみずから称してはいても、国王に固有なるものとしては、その地位を衛つてくれる藩屏、すなわち政府と軍隊とだけであつた。これら以外の人民をも政治に参与させるような議会制度が、時には全く国王の仁慈と發意とで創設された例も、稀にはある。が、それらの多くは、国王の政府と軍隊とを牽制する目的で、人民側が議会設置を強要したのちに、ようやく出来上つたものである。この意味で、議會を一大拠点としながら人權の確保を叫んだり、立法権と予算審議權とを行使したりする人民は、民族国家の覇者としての国王にとつてはまさしく一敵国であつた。このような一敵国に対抗するために、国王側がおのれの天領だとして最後まで固守しようとした権力領域が、広義における行政の大権であつた。ところが、カントの祖国

であるプロシヤのホーヘンツォルレン王朝では、フリードリッヒ大王が範を垂れたように、歴代の国王ごとく人民の意志を尊重し、立法議会の存否にかかわらず善政を行つたので、事実上も国王の施政を特に糾弾するような必要が存しなかつた。国王側は、政府と軍隊とを国家の公僕である自己のためよりも、国家の主人である人民一般の福祉のために、機能させようと努力した。これらのことから、フリードリッヒ大王の長い歴史的な治績によつて証明され、また全国民によつても確認されているところである。

ここにおいて、カントは、主権の主体を道徳的人格者としての人民多数に認め、且つ、その契約意志の客観的な表現である法にも至上性を認めながらも、このような法によつて与えられた行政大権の独立性をも主張し、現に歴史的な事実として行政の大権を総攬しているプロシヤ国王の地位を安泰にしようと慎重な配慮を加えている。ここでカントが力説した至上権威としての法が憲法を指していることはいうまでもないところである。憲法によつて国王の行政大権は、その妥当性を認められているが、大権行使について国王が準拠せねばならないのは、ただ憲法の条規だけであつて、同じ法によつてその妥当性を認められている立法議會や司法方判所のどちらでもない。人民は理論的にこそ主権の主体であるが、その一般意志を憲法のなかに体化してしまつたからには、人民自身もまたこの憲法に服従する義務がある。そこで、憲法を介しないで直接に君主の行政責任を追及するがよくな拳に出ることは、法の権威を蹂躪するものだと非難されねばならない。かように見てくれば、カントの國家論は、これを法学的な見地から眺めると、ドイツ的な國家法人説の先驅であり、政治學的立場で観れば、ドイツ的な立憲君主政體説の濫觴とも解釈し得るであらう。